

大第 8 5 3 号
令和 3 年 2 月 8 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公印省略)

改正大気汚染防止法に係る千葉県ホームページについて

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法の改正については、令和 2 年 1 2 月 1 0 日付け大第 6 6 2 号にて、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策の規制が強化されることをお知らせしたところです。

改正内容（概要は別添のとおり）について以下の千葉県ホームページに掲載しましたので、貴団体会員へ周知してまいりますようお願いいたします。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>

(検索ワード：「千葉県」・「法改正」・「レベル 3 追加」)

なお、改正法に係るリーフレットは、令和 3 年 3 月上旬頃に別途お送りする予定です。よろしくお願いたします。

(担当)

千葉県環境生活部大気保全課大気規制班

(電 話) 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 0 4

(e-mail) e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp